



「いじめ防止対策推進法」にもとづく

いじめ防止『学校基本方針』

1. はじめに

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組みます。

2. いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事実の調査を行って、いじめに該当するか否かを判断します。また、善意で行った行為であっても、相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、いじめになることがあります。インターネット上で、人を傷つける書きこみや画像の送信などの行為もいじめにあたります。

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. これを受けて、

本校では、信頼される学校を目指し、いじめの未然防止と早期発見に努めます。そして生徒にとって安心・安全な学校生活を送れる環境を作り、心身の健全育成を図るために「学校基本方針」を定めて、いじめ防止に全力で取り組みます。

山形市学校教育 基本理念

- ◇人や自然の営み、生きていられることへの感動
- ◇多くの人や自然に生かされ支えられていることへの感謝
- ◇子ども・家庭・地域・学校の深い信頼関係

本校の学校教育目標

豊かな人間性と学ぶ力を
身につけ、自立して生きる
生徒の育成

第7次山形県 教育振興計画

ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う
山形の人づくり

いじめは絶対に許さない・どの学校でも起こりうる

共通理解し、組織的に対応

教職員は、

確かな学力の育成
(授業力の向上)に
努めます。

「山七中生」のめざす姿

- 考えを交わし合いながら主体的に学び、確かな学力を身につけてたくましく生き抜く生徒
- 望ましい自尊感情を持ち、チャレンジ精神が旺盛で、粘り強く、困難に打ち勝つ生徒
- 自らを律し、心身ともにたくましく成長する生徒
- 地域とのつながりを大切に思い、地域の活動に主体的にかかわれる生徒

教職員は、

集団づくり（自己有用
感とコミュニケーション
力）を推進します。

4. いじめの未然防止のために

- 毎日の学校生活を一人ひとりが主体となって生活するようにします。
朝活動 授業 清掃 黙想 生徒会活動 ボランティア活動
花笠踊り 部活動 学校・学年行事 等
- 道徳や読書などの情操教育、情報モラルの学習も積極的に取り入れていきます。

5. いじめの早期発見・早期対応のために次のような組織で実効的に取り組みます。

- 校内委員会は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事で組織する「主任会」で情報の共有を大事にしています。また、主任会に、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、市教育相談員が加わる「教育相談委員会」では、常に一人ひとりの生徒に目を向けた話し合いをしています。
- 必要に応じて、校外関係者として、PTAの代表や学校医・専門機関の方々にも意見を求め対応していきます。

6. いじめの早期発見のために、次のような取り組みも実施します。

- 生徒アンケート……定期（年2回）6月・11月
- 二者面談の実施……定期（年2回）6月・11月
- 三者面談の実施……定期（年1回）12月＜通知表配付も兼ねます＞
- セブンプランシートや毎学ノートの確認……毎日
- ◎ 市教育相談員との相談活動……市教育相談員が常勤しています。
- ◎ 県スクールカウンセラーとの相談活動……県SC2名は月2～3日程の勤務です。

教職員は、生徒への
寄り添いを通じて、
情報収集を積極的
に行います。

7. いじめに対する措置として、次の点に留意して取り組みます。

- ① 素早い事実確認
- ② 事実確認を基にした組織的な対応
- ③ 被害生徒と保護者への支援、及び加害生徒と保護者への対応、集団への働きかけ
- ④ ネットいじめ等については、積極的に外部関係機関と連携

8. 特に重大な事案が発生した場合は次の点に留意して対応します。

- 校内の組織を母体として校外関係者の協力を得て進めます。
- ◎ 場合に応じて、山形市教育委員会の指導のもと、第三者委員会を設置し対処していきます。

9. 最後に、この「いじめ防止『学校基本方針』」にもとづいて、山形七中は、生徒一人ひとりを大切に、保護者や地域と連携して、いじめ防止に努めていきます。



この2つは、「いじめ防止」にも
通じる山形七中のシンボルです。
左は「志向」の門碑で、しっかりと
前を見て進む姿を示しています。
右は多目ホールの「こぶし」のス
テンドグラスで、団結の象徴です。

